

「子育て応援の店」推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県が、株式会社フラウ(以下「フラウ」という。)に委託して行う「子育て応援の店」推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、少子化が急速に進行する中、子育て家庭を地域社会全体で応援する気運を高めることによって、子育てへの負担感・不安感を軽減し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを行うことを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 フラウは、福岡県「子育て応援の店」事務局(以下「事務局」という。)を設置し、事業を実施する。

(定義)

第4条 この要綱において、「子育て応援の店」とは、第7条第3項の規定に基づき登録証の交付を受け、18歳未満の子どもがいる家庭(以下「子育て家庭」という。)に対し、次に掲げる4種類のサービス(以下「応援サービス」という。)を提供する福岡県内の店舗又は施設(以下「店舗等」という。)をいう。

ア 幼児の一時預かり、ミルクのお湯の提供等のソフト面でのサービス(以下「やさしいサービス」という。)

イ ベビーベッド設置、授乳スペースの提供等の設備面でのサービス(以下「便利な設備」という。)

ウ 割引、粗品プレゼント等の経済的なサービス(以下「おトクなサービス」という。)

エ 子育て応援パスポート(以下「パスポート」という。)の登録者に限り提供する、割引、粗品プレゼント等の経済的なサービス(以下「パスポートサービス」という。)

2 この要綱において、「シンボルマークステッカー」とは、図1に示すシンボルマークステッカーをいう。

3 この要綱において、「子育て応援商店街」とは、商店街の加盟店舗のうち、子育て応援の店の登録数が20店舗以上の商店街、又は半数以上の加盟店舗が子育て応援の店に登録し、かつ、商店街(エリア)単位で子育て応援に取り組む商店街であって、事務局の指定を受けたものをいう。

(子育て応援の店の活動)

第5条 応援サービスの種類、活動の範囲(福岡県内又は全国)及び対象とする子育て家庭にいる子どもの年齢は、子育て応援の店が定めることができるものとする。

2 応援サービスの実施に当たり、必要となる経費は、子育て応援の店が負担するものとする。

(暴力団等の排除)

第6条 福岡県暴力団排除条例第6条に基づき、店舗等が次の各号の一に該当するときは、子育て応援の店になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている団体等
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している団体等
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体等
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している団体等
 - オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している団体等
 - カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している団体等

2 福岡県は、登録申請者が前項の規定に該当する者であるかどうかを必要に応じ警察本部に照会し、確認するものとする。

(子育て応援の店の登録)

第7条 店舗等の代表者で、子育て応援の店として登録しようとする者は、登録申込書（様式1）の提出又は子育て応援の店のホームページへの入力により、事務局に対し、登録を申請するものとする。

- 2 事務局は、店舗等の代表者から登録の申請があったときは、その内容を審査し、本事業の趣旨に反すると認められる場合を除き、登録を行うものとする。
- 3 事務局は、子育て応援の店の登録を行ったときは、登録証（様式2）を交付するとともに、シンボルマークステッカー及びタペストリー（以下「シンボルマークステッカー等」という。）を支給するものとする。
- 4 子育て応援の店の代表者は、登録事項について変更しようとするとき又はサービスを廃止しようとするときは、あらかじめ変更・廃止届（様式3）の提出又は子育て応援の店のホームページへの入力により、事務局に対し、登録事項の変更等を届け出るものとする。
- 5 子育て応援の店の代表者は、応援サービスを廃止したときは、速やかに登録証を事務局に返却しなければならない。

(子育て応援の店登録の取消)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、事務局は、子育て応援の店の登録を取り消すものとする。

- (1) 本要綱に反する行為があったと認められる場合
- (2) 本事業の社会的信用を損なうおそれがあるなど、子育て応援の店として不適切と認められる場合

2 前項の場合において、子育て応援の店は、速やかに登録証を事務局に返却しなければならない。

(子育て応援商店街の指定)

第9条 子育て応援商店街の指定に当たっては、第6条から前条までの規定を準用する。

(シンボルマークステッカー等の取扱い)

第10条 子育て応援の店は、シンボルマークステッカー等を店舗等の入り口や会計窓口など利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

2 子育て応援の店は、応援サービスを廃止したとき又は登録を取り消されたときは、シンボルマークステッカー等の掲示及びシンボルマークのデザインの使用を行ってはならない。

3 シンボルマークのデザインの使用については、別に定める。

(パスポートの登録方法)

第11条 パスポートの登録は、子育て応援パスポートアプリ(以下「アプリ」という。)、子育て応援の店のホームページ、スマートフォンなどへの入力、又は往復はがき(返送先、電話番号、子どもの生年月日を記載)による申込みにより行うものとする。

2 パスポートの有効期限は、子育て家庭にいる子どもが満18歳となる年度の3月末までとする。

(子育て応援の店の利用方法)

第12条 応援サービスを受けようとする者は、子育て応援の店に、その旨を申し出るものとする。

(子育て家庭の確認方法等)

第13条 子育て応援の店が、前条の申出により応援サービスを提供する場合、子育て家庭であるか否かの確認は、次の各号に掲げるいずれかの方法で行うものとする。

(1) パスポートサービス以外の応援サービスの提供にあつては、利用者が子ども連れであること目の視による確認又は利用者が子ども連れでない場合、保険証等の子育て家庭であることを証するものの確認若しくは子育て家庭に過度の負担をかけないように配慮した上で、子育て応援の店において独自に定めた方法による確認

(2) パスポートサービスの提供にあつては、提示を受けたパスポートによる確認

(事務局の事務)

第14条 事務局は、他に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 子育て応援の店の募集、審査、登録

(2) 子育て応援商店街の指定

(3) 子育て応援の店への登録証及びシンボルマークステッカー等の交付

- (4) パスポート及びアプリの広報、利用促進
- (5) ホームページ及びメールマガジン等による広報
- (6) その他本事業の実施に関し必要な事務

第15条 その他この要綱を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

シンボルマークステッカー

①子育て支援パスポート全国共通展開に参加する店舗



②福岡県の子育て家庭限定でサービスを提供する店舗



「子育て応援の店」登録申込書

令和 年 月 日

福岡県「子育て応援の店」事務局 宛
(申請者) 住 所

名 称
代表者

このたび、「子育て応援の店」事業の趣旨に賛同して子育て応援の店に登録したいので、
下記のとおり申し込みます。

記

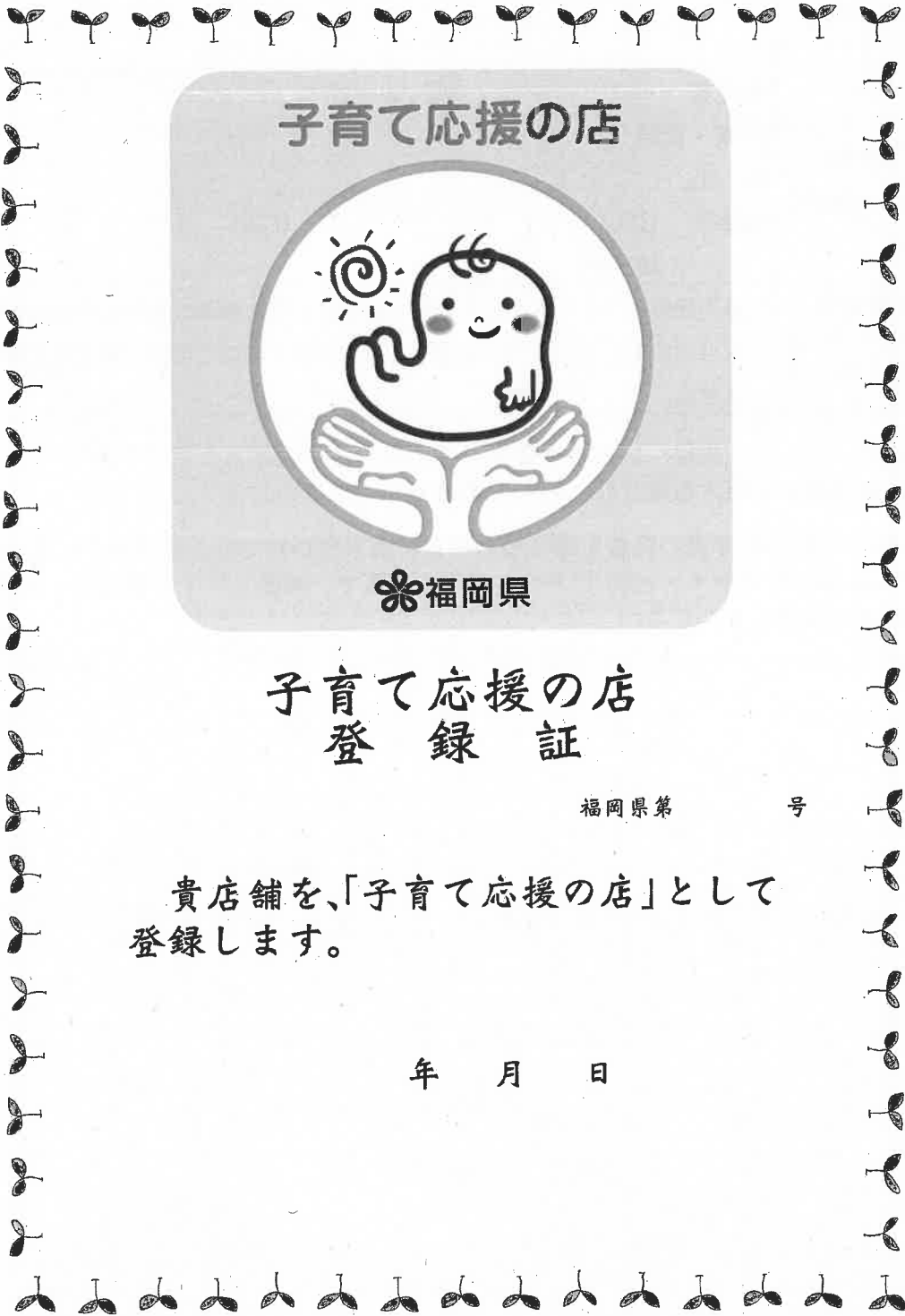
フリガナ	
名 称※	
所 在 地※	〒
お店のジャンル※ (3つまで選択可能)	<input type="checkbox"/> ショッピング <input type="checkbox"/> グルメ <input type="checkbox"/> 育児・習い事・カルチャー <input type="checkbox"/> 遊ぶ・レジャー <input type="checkbox"/> 病院・薬局 <input type="checkbox"/> 治療院 (国家資格) <input type="checkbox"/> 理容・美容 <input type="checkbox"/> 健康・リラクゼーション・メイク <input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 不動産・住まい・メンテナンス <input type="checkbox"/> クリーニング・お直し <input type="checkbox"/> 情報・通信 <input type="checkbox"/> 写真・フォトスタジオ <input type="checkbox"/> 車・バイク・自転車 <input type="checkbox"/> そのほか
応援サービス※ (1つ以上(複数可) のサービスをお願い します。)	①やさしいサービス
	②便利な設備
	③おトクなサービス
	④子育て応援パスポート (<input type="checkbox"/> 全国対応 <input type="checkbox"/> 福岡県内のみ対応 ※どちらかにチェックをお願いします。)
セールス ポイント※	(250文字以内)
交通アクセス	(例：JR〇〇駅から徒歩〇分)
営業時間	(例：10：00～19：00)

定休日	(例：毎週水曜、年末、年始)
TEL※	
URL (ご希望の場合 掲載します)	
担当者※ (事務局との連絡用)	会社名 所属・役職 氏名 連絡先 (TEL) (FAX) (Eメール)
確認事項※ 〔 □にチェック してください。 〕	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等ではあり ません。

※印はホームページに掲載、広報する事項ですので、必ず御記入ください。

なお、記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

※ホームページにPR写真の掲載を御希望の場合、画素数が約200万画素以下、又は画像サイズが1600ピクセル×1200ピクセル以下の写真で、画像ファイル形式は、JPEGにて事務局まで送付してください。



子育て応援の店



福岡県

子育て応援の店
登録証

福岡県第 号

貴店舗を、「子育て応援の店」として
登録します。

年 月 日

「子育て応援の店」 変更・廃止届

令和 年 月 日

福岡県「子育て応援の店」事務局 宛
(届出者) 住 所

名 称
代表者

このたび、「子育て応援の店」について (登録事項を変更 ・ 廃止) したいので、下記のとおり届けます。

記

1. 店舗名称等

フリガナ	
名 称	
所 在 地	

2. 変更 (廃止) の時期及び理由

- ・ 時 期 年 月 日
- ・ 変更 (廃止) の理由

--

3. 変更する内容 (変更の場合のみ記入)

項 目	変更前	変更後

「子育て応援商店街」指定申請書

令和 年 月 日

福岡県「子育て応援の店」事務局 宛
(申請者)住所

名称
代表者

このたび、「子育て応援の店」事業の趣旨に賛同して子育て応援商店街の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

フリガナ	
名称※	
所在地※	〒
子育て応援の店 登録店舗※	
商店街の 加盟店舗数	
商店街の概要※ (セールスポイント)	(250文字以内、パンフ等があれば添付してください)
URL (ご希望の場合 掲載します)	
担当者※ (事務局との連絡用)	所属・役職 氏名 連絡先 (TEL) (FAX) (Eメール)
確認事項※ (<input type="checkbox"/> にチェック してください。)	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体等ではあり ません。

※印はホームページに掲載、広報する事項ですので、必ず御記入ください。

なお、記入欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

※ホームページにPR写真の掲載を御希望の場合、画素数が約200万画素以下、又は画像サイズが1600ピクセル×1200ピクセル以下の写真で、画像ファイル形式は、JPEGにて事務局まで送付してください。

「子育て応援商店街」 変更・廃止届

令和 年 月 日

福岡県「子育て応援の店」事務局 宛
(届出者) 住 所

名 称
代表者

このたび、「子育て応援商店街」について (登録事項を変更 ・ 廃止) したいので、
下記のとおり届けます。

記

1 商店街名称等

フリガナ	
名 称	
所 在 地	

2 変更 (廃止) の時期及び理由

- ・時 期 年 月 日
- ・変更 (廃止) の理由

--

3 変更する内容 (変更の場合のみ記入)

項 目	変更前	変更後

